

5月5日(祝)「こどもの日」の催し物

1季節の香り豊かな菖蒲湯を、区内の銭湯で

場区内公衆浴場

費大人500円(入浴料)、小学生以下無料

備各浴場先着180人に粗品を進呈。一部実施日が異なる場合がありますので、詳しくは、各公衆浴場にお問い合わせください。

2せたがや公園キンカン三姉妹ミニSL無料開放

時間／午前10時～午後4時(正午～午後1時は運休。雨天中止)

問1商業課 ☎3411-6667 FAX3411-6635、2世田谷公園管理事務所 ☎3412-7841 FAX3424-2501(水・土・日曜、祝日は、せたがや公園キンカン三姉妹ミニSL駅舎 ☎3418-7634)、3(公財)世田谷区スポーツ振興財団 ☎3417-2811 FAX3417-2813

3温水プール特別無料開放 対小・中学生 時間／午前9時～午後9時

施設名	問合せ先
総合運動場温水プール	☎3417-0017 FAX3417-0013
千歳温水プール	☎3789-3911 FAX3789-3912
太子堂中学校温水プール	☎・FAX3413-9311
玉川中学校温水プール	☎・FAX3701-5667
烏山中学校温水プール	☎・FAX3300-6703
梅丘中学校温水プール	☎・FAX3322-6617

「区民交通傷害保険」加入申込みのご案内

都の条例により、自転車利用者は保険への加入が義務づけられています(自動車保険や火災保険等のその他事故に対応する附帯契約に加入の場合は、二重加入となるため加入不要)。

対7月1日現在、区内在住・在勤・在学の方

保険期間／7月1日～6年6月30日

引受保険会社／損害保険ジャパン(株)承認番号SJ23-00218(5年4月7日承認)

●補償プラン

補償プラン	補償内容概要
区民交通傷害コース	●交通事故等で怪我をした際の補償 ●ひき逃げや犯罪行為等による被害補償(被害事故補償)
自転車賠償責任プラン ＋ 区民交通傷害コース	●自転車事故により法律上の損害賠償責任を負った際の補償(示談交渉のサービスあり)

※家族一緒に加入できる家族プランはありません。

備詳しくは、リーフレット(区内金融機関・郵便局、区のホームページにあり)をご覧ください。

申6月30日までに、加入申込書(区内金融機関・郵便局にあり)を記入の上、保険料を添えて区内金融機関または郵便局へ

問損害保険ジャパン(株)東京公務開発部営業開発課(新宿区西新宿1-26-1)
☎3349-9666 FAX6388-0164

交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996 区HPQ 158838

使わなくなった小型家電をリサイクルしましょう

●回収対象

携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、電子辞書、卓上計算機、携帯ゲーム機器、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電話機(ファクシミリ付きを除く)、コード類(電化製品から切り離したのもの含む)

●回収ボックス設置施設

各総合支所、太子堂出張所、松沢まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台

備回収ボックスに入れる際は、個人情報の消去をお願いします。なお、モバイルバッテリーや電動自転車のバッテリー等の充電式小型電池は、区では回収できません。メーカー等が家電量販店等に専用の回収ボックスを設置して自主回収を行っています。

問清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3297 FAX6304-3341 区HPQ 127982

5月1～31日は自転車安全利用TOKYOキャンペーンです

区及び区内4警察署からのお願いです

自転車は車両です。改めて自転車のルールを確認しましょう。

知っていますか? 自転車安全利用五則(特に重要なルールを定めたものです)

1自転車は車道が原則、道路の左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

2交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3夜間はライトを点灯 4飲酒運転は禁止 5ヘルメットを着用

自転車安全利用五則 区HPQ 202498

その他のルールやマナー 区HPQ 20249

5月11～20日は春の全国交通安全運動期間です

●子どもたちを意識した運転を

交通事故による死亡者は歩行者が最も多くなっています。子どもたちの登下校時は、事故の多い時間帯です。自転車を含めた車両の運転には十分注意してください。

●自転車もヘルメット

4月から自転車利用者に対するヘルメットの着用が努力義務となりました。死亡事故の約70%が頭部損傷です。ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べて2.3倍も高くなります。

●自転車の皆さん、歩道では歩行者優先です

歩道では徐行です。歩行者優先で、すり抜けではなく停止または押し歩きをお願いします。

●飲酒運転をしない、させない

「飲んだら運転しない」「運転する人に飲ませない」を徹底しましょう。

●電動キックボードもルールを守って運転を

電動キックボードは車両です。車両登録や保険に加入し安全運転をお願いします。

●二輪車の事故防止

右左折時の衝突・接触事故防止のため、無理のない運転をお願いします。

●歩行者も交通ルールを守りましょう

車道の無理な横断や横断歩道の斜め横断、信号無視は非常に危険です。交通ルールを守ることは自分の身を守ることにつながります。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

新型コロナウイルス感染症に関する相談

5月7日まで

「かかりつけ医」がいない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター

☎03-5432-2910(月～金曜(祝・休日含む) 午前8時30分～午後5時15分)

発熱患者に対応している医療機関のリストをご覧ください▶▶▶ 区HPQ 199397

5月8日から

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが5月8日から変わります。詳しくは、右記二次元コードからご覧ください。

区HPQ 203532

「かかりつけ医」がいない場合の受診相談、体調急変時などの健康相談、後遺症に関する相談等

世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター

☎050-3665-7973(平日 午前8時30分～午後5時)

発熱患者に対応している医療機関のリストをご覧ください▶▶▶ 区HPQ 199397

発熱などの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」にご相談ください。

陽性の方

区HPQ 190526(右記二次元コード)をご覧ください。▶▶▶

その他、新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口

☎03-5432-2111(平日 午前8時30分～午後5時15分)